

令和5年度
京田辺市一般廃棄物処理実施計画

京 田 辺 市

1 一般廃棄物の排出の状況

(1) 計画区域

京田辺市全域

(2) 一般廃棄物の排出量

種類		年間排出量	
ごみ	家庭系ごみ	燃やすごみ	11,149 t
		粗大ごみ	290 t
		直接埋立ごみ・スプレー缶	180 t
		破砕ごみ	519 t
		危険ごみ	22 t
		プラスチック容器包装	496 t
		空きカン	72 t
		空きビン	440 t
		ペットボトル	147 t
		乾電池	14 t
		紙パック	6 t
		紙ごみ	1,762 t
		小型家電	3 t
		小計	15,100 t
		集団回収	2,438 t
	事業系ごみ	燃やすごみ	3,281 t
		不燃ごみ	467 t
		埋立ごみ	150 t
		剪定枝	146 t
		不法投棄等	11 t
小計		4,055 t	
合計	21,593 t		

種類		年間排出量
その他	動物死体等	年 1 t

2 一般廃棄物の処理主体

(1) 家庭系ごみ

種類	収集運搬	中間処理	最終処分
燃やすごみ	市（直営、委託）	市（直営、委託）	市（直営、委託）
粗大ごみ	市（直営）		
直接埋立ごみ・スプレー缶	市（直営、委託）		
破碎ごみ			
危険ごみ			
プラスチック容器包装	市（委託）	市（委託）	（有償処理委託）
空きカン	市（直営、委託）	市（直営）	（有価売却）
空きビン	市（直営）	市（委託）	（有償処理委託）
ペットボトル		市（直営）	（有価売却）
乾電池	市（直営、委託）	市（委託）	（有償処理委託）
紙パック	市（直営）		（有価売却）
紙ごみ	市（直営、委託）		（有償処理委託）
小型家電	市（直営）		（有償処理委託）

(2) 事業系ごみ

種類	収集運搬	中間処理	最終処分
燃やすごみ	排出者、許可業者	市（直営）	市（直営、委託）
不燃ごみ	排出者		
埋立ごみ	排出者		
剪定枝	排出者、許可業者		（チップ化）

(3) その他

種類	収集運搬	中間処理	最終処分
動物死体等	排出者、許可業者	市（委託）	市（委託）

※ 実験動物の死体等については、許可業者（動物死体）が収集運搬し、民間処理施設で処理する。

3 ごみの排出抑制・再資源化計画

(1) 排出抑制の方法

- ・ 1 4 分別収集による分別の徹底
- ・ ごみの減量化と資源物の資源化の推進
- ・ 透明又は半透明のごみ袋の使用による分別の徹底
- ・ 家庭生ごみ自家処理容器、電気式生ごみ処理機設置の普及
- ・ 市民に対する広報・啓発活動
- ・ 市民団体「京田辺エコパークかんなび」と協働による3Rの推進
- ・ 市広報紙やホームページによる3Rの啓発
- ・ 再生資源集団回収の促進と集団回収団体の支援
- ・ 事業者へのごみ量発生抑制の指導・啓発
- ・ 許可業者を通じた事業者に対する減量指導

(2) 市施設以外での再資源化の方法及び量

方法	集団回収	食品リサイクル
量	2,438 t/年	46 t/年

4 収集・運搬計画

(1) 家庭系ごみ

ア 収集区域の範囲
京田辺市全域

イ ごみの種類及び収集の方法等

市が収集する家庭系ごみの種類、量、収集回数、収集の方法／排出場所、排出方法は、以下のとおりとする。

種類	量	収集回数	収集の方法 ・ 排出場所	排出方法
燃やすごみ	11,149 t	週2回	ステーション方式 ごみ集積所	指定袋に入れて、ごみ集積所に排出
粗大ごみ	290 t	随時	戸別収集 指定場所	電話予約の上、指定場所に排出
直接埋立ごみ・ スプレー缶	180 t	2月に1回	ステーション方式 ごみ集積所	指定袋に入れて、ごみ集積所に排出
破碎ごみ	519 t	月1回		
危険ごみ	22 t	2月に1回		
プラスチック容 器包装	496 t	週1回		
空きカン	72 t	月1回		
空きビン	440 t	月1回		
ペットボトル	147 t	月1回		
乾電池	14 t	2月に1回		
紙パック	6 t			
紙ごみ	1,762 t	月1回	ステーション方式 ごみ集積所	指定袋に入れて、ごみ集積所に排出
小型家電	3 t		拠点回収	公共施設等の回収ボックスに排出

ウ その他

- ・ 家庭系ごみは、環境衛生センター甘南備園に直接搬入することができる。

処 理 施 設	名 称 環境衛生センター甘南備園 所在地 京都府京田辺市田辺ボケ谷58番地
搬 入 の 方 法	自己搬入
処 理 手 数 料	10kg 当たり 150円

- ・ 家庭系ごみは、一般廃棄物処分業許可業者に直接搬入することができる。この場合の処理方法は、各事業者において定める。
- ・ 共同住宅等（マンション、アパート、寮）の管理業務により発生したごみは、事業系ごみとして、排出者が自己の責任において処理する。
- ・ 一時的に多量のごみを排出する場合や収集運搬が困難な家庭系ごみは、一般廃棄物処理業許可業者に委託することができる。

(2) 事業系ごみ

京田辺市では、事業系ごみの収集・運搬は行わない。

排出者が自ら市又は京田辺市一般廃棄物処分業許可業者の処理施設に搬入するか、京田辺市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託するものとする。

ア ごみの種類及び収集運搬の方法等

種類	排出の方法及び収集の方法
燃やすごみ	排出者による自己搬入若しくは京田辺市一般廃棄物収集運搬行許可業者による収集運搬。排出の方法及び収集の方法については、当該許可業者が定める。
不燃ごみ	
埋立ごみ	
剪定枝	
不法投棄等	

※ 事業系ごみの収集運搬は、次表に掲げる京田辺市一般廃棄物収集運搬業許可業者に限り、これを認める。

京田辺市一般廃棄物収集運搬業許可業者（事業系ごみ）

許可番号	業者名	住所
京田辺市一廃許可 収運5事第1号	ホームケルン株式会社	京都府宇治市伊勢田町名木三丁目1番地の57
京田辺市一廃許可 収運5事第2号	株式会社新関西テクニカ	京都府宇治市広野町新成田100番地の177
京田辺市一廃許可 収運5事第3号	日本ウエスト株式会社	京都府京都市伏見区横大路千両松町9番地1
京田辺市一廃許可 収運5事第4号	株式会社クリーンズ	大阪府枚方市長尾西町一丁目6番20号
京田辺市一廃許可 収運5事第5号	株式会社カンポ	京都府京都市伏見区羽束師古川町233番地
京田辺市一廃許可 収運5事第6号	株式会社ナプラス	京都府城陽市久世荒内160番地2
京田辺市一廃許可 収運5事第7号	株式会社山本清掃	京都府京都市伏見区横大路千両松町196番地の1
京田辺市一廃許可 収運5事第8号	安田産業株式会社	京都府京都市伏見区南寝小屋町91番地
京田辺市一廃許可 収運5事第9号	(欠番)	(欠番)
京田辺市一廃許可 収運5事第10号	カノックス環境サービス株式会社	京都府八幡市八幡軸58番地
京田辺市一廃許可 収運5事第11号	有限会社京都環境処理センター	京都府京田辺市多々羅前田50番地
京田辺市一廃許可 収運5事第12号	公益社団法人京田辺市シルバー人材センター	京都府京田辺市河原食田10番地23
京田辺市一廃許可 収運5事第13号	前田到（城南綜建）	京都府城陽市市辺出川原30番地の6
京田辺市一廃許可 収運5事第14号	平安衛生開発株式会社	京都府京田辺市多々羅中垣内7番地

イ 自己搬入及び収集運搬の搬入先

処 理 施 設	名 称 環境衛生センター甘南備園 所在地 京都府京田辺市田辺ボケ谷58番地
搬 入 の 方 法	自己搬入
処 理 手 数 料	10kg当たり300円（ただし、搬入者が自己で廃棄物を降ろす場合は、10kg当たり150円）

※ この他、京田辺市一般廃棄物処分業許可業者にも搬入することができる。

(3) その他のごみ

ア 動物死体

動物死体については、排出者（所有者がいない場合は、当該廃棄物が発生した場所の占有者とする。）による処理施設への自己搬入若しくは京田辺市一般廃棄物収集運搬業許可業者の収集運搬によるものとする。

※ 動物死体の収集運搬は、次表の京田辺市一般廃棄物収集運搬業許可業者（動物死体）のほか、実験動物以外の動物死体については、京田辺市一般廃棄物収集運搬業許可業者（事業系ごみ）も取り扱うことができる。

京田辺市一般廃棄物収集運搬業許可業者（動物死体）

許可番号	業者名	住所
京田辺市一廃許可 収運4動第1号	株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾11 95番地の1

(4) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可について

京田辺市において、ごみの排出量に対する既存の許可業者の収集運搬能力は充足していると認められるため、令和5年度の京田辺市一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わない。

4 中間処理計画

(1) 一般廃棄物の中間処理

ア 家庭系ごみ

家庭系ごみの種類、処理主体、処理の方法は、以下のとおりとする。

種類	処理主体	処理の方法	
燃やすごみ	京田辺市による処分（京田辺市が処分を委託した事業者による処分も含む。）若しくは一般廃棄物処分業許可業者による処分。	焼却後、埋立	
粗大ごみ		破碎後、資源物を選別、残さを焼却し埋立	
直接埋立ごみ・スプレー缶		（直接埋立ごみ）埋立・（スプレー缶）破碎後、資源物を選別、残さを焼却し埋立	
破碎ごみ		破碎後、資源物を選別、残さを焼却し埋立	
危険ごみ		資源化	
プラスチック容器包装			
空きカン			
空きビン			
ペットボトル			
乾電池			
紙パック			
紙ごみ			
小型家電			

イ 事業系ごみ

事業系ごみの排出及び収集の方法については、以下のとおりとする。

種類	排出及び収集の方法
燃やすごみ	排出者による自己搬入若しくは京田辺市一般廃棄物収集運搬行許可業者による収集運搬。排出の方法及び収集の方法については、当該許可業者が定める。
不燃ごみ	
埋立ごみ	
剪定枝	
不法投棄等	

ウ 民間事業者による処分

家庭系ごみ及び事業系ごみの処分は、次表に掲げる京田辺市一般廃棄物処分業許可業者に限り、これを認める。

京田辺市一般廃棄物処分業許可業者

許可番号	許可品目	業者名	所在地
京田辺市一廃許可 処分5事第1号	木くず（木・草類）	三原建設株式会社	京都府京田辺市 甘南備台2丁目 2番地
京田辺市一廃許可 処分4混第1号	混合ごみ（廃プラスチック類、 紙くず、木くず、繊維くず、金 属くず、ガラスくず、コンクリ ートくず及び陶磁器くず）	ホームケル ン株式会社	京都府京田辺市 大住池島48番 地1

※ 再資源化のため、他市町村から京田辺市一般廃棄物処分業許可業者に一般廃棄物を搬入する場合は、京田辺市と排出者の所在する市町村等との間で事前協議を要する。

※ 木くず（木・草類）とは、家庭系ごみ及び事業系ごみ並びにそれらの混ざり合い一体となったごみのうち、その性状が木・草類に類するものを指す。

※ 混合ごみ（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）とは、家庭系ごみ及び事業系ごみ並びにそれらの混ざりあい一体となったごみのうち、その性状が廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずに類するものを指す。

(2) 中間処理施設の概要

施設	項目	概要
環境衛生センター甘南備園 焼却施設	所在地	京都府京田辺市田辺ボケ谷58番地
	処理対象物	燃やすごみ（可燃物）
	処理能力	80 t/日（40 t/16 h・炉×2炉）
	竣工年月	昭和61年12月
	処理方式等	准連続燃焼式焼却炉（流動床）
環境衛生センター甘南備園 リサイクル施設	所在地	京都府京田辺市田辺ボケ谷58番地
	処理対象物	粗大ごみ、不燃物、ペットボトル、空きカン、剪定枝
	処理能力	16 t/日（5時間運転） 破砕ライン：粗大ごみ5 t/日、不燃ごみ6 t/日 リサイクルライン： 缶類2 t/日、ペットボトル1 t/日 剪定枝等ライン：2 t/日
	竣工年月	平成18年6月
	処理方式等	破砕・選別

京田辺市一般 廃棄物処分業 許可業者	項目・概要は許可を受けた事業者ごとに異なる
--------------------------	-----------------------

(3) 搬入者別の内訳量

搬入者の区分	搬入量
京田辺市	15,100 t
許可業者、排出者等	4,055 t

(4) 残渣の量及び処分方法

種類	量	処分方法
焼却灰、ばいじん処理物、不燃物	2,175 t	埋立

5 最終処分計画

(1) 最終処分場の概要

施設	項目	概要
環境衛生センター天王碧水園	所在地	京都府京田辺市天王奥別所37番地
	処理対象物	不燃物
	埋立面積	9,500m ²
	埋立容量	62,000m ³
	竣工年月	平成12年7月
	埋立方式	サンドイッチ及びセル方式
	浸出水処理能力	50m ³ /日
	浸出水処理方式	生物処理（接触ばっ気式循環脱窒）、凝集沈殿、高度処理

その他、焼却残さ等については、大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入、埋立を行っている。

(2) 年間埋立量

	環境衛生センター 天王碧水園	大阪湾広域臨海 環境整備センター
令和5年度 埋立予定量	150 t	2,025 t

6 その他

(1) 住民に対する広報・啓発活動

- ・ 市民団体「京田辺エコパークかなび」と協働による3Rの推進
- ・ 市広報紙やホームページによる3Rの啓発
- ・ ごみ処理基本計画に基づく市民、事業者による取り組みの啓発
- ・ レジ袋削減・マイバッグ推進運動の推進

7 生活排水処理実施計画

(1) 下水道及び農業集落排水で処理する区域及び人口

ア 公共下水道

区域名	処理人口
大住西部処理分区	14,065 人
大住東部処理分区	8,376 人
薪処理分区	8,171 人
田辺西部処理分区	7,109 人
田辺東部処理分区	7,742 人
草内処理分区	11,233 人
三山木処理分区	13,105 人
計	69,801 人

イ 農業集落排水

地区名	処理人口
打田地区	213 人
天王地区	226 人
高船地区	104 人
計	543 人

(2) し尿・汚泥処理計画

ア 収集・運搬計画

種類	量 (kl/年)	区域	収集・運搬方法	収集回数
し尿	1,180 kl	京田辺市全域	市(委託)	月1回(概ね)
浄化槽汚泥	790 kl	京田辺市全域	許可業者	随時
農業集落排水汚泥	276 kl	京田辺市 打田地区 他	市(委託)	随時

京田辺市一般廃棄物収集運搬業許可業者(浄化槽汚泥)

許可番号	業者名	住所
京田辺市一廃許可 収運4家浄第1号	城南衛生株式会社	京都府京田辺市三山木南山2 5番地7
京田辺市一廃許可 収運4家浄第2号	平安衛生開発株式会社	京都府京田辺市多々羅中垣内 7番地
京田辺市一廃許可 収運4家浄第3号	有限会社フシミ	京都府京都市伏見区深草加賀 屋敷町14番地26

イ 中間処理計画

し尿にかかる処理施設の概要及びその内訳等は、以下のとおりとする。

施設名	環境衛生センター緑泉園
所在地	京都府京田辺市草内禅定寺4番地
処理方法	前処理希釈方式
処理能力	26 kl/日

内訳	量 (kl/年)	処理方法	し渣の処理方法
し尿	1,180 kl	前処理後希釈 して下水投入	し渣は甘南備園焼却施 設にて焼却
浄化槽汚泥	790 kl		
農業集落排水汚泥	276 kl		

(3) 一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥)の新規許可について

京田辺市において、浄化槽汚泥の排出量に対する既存の許可業者の収集運搬能力は充足していると認められるため、令和5年度の京田辺市一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥）の新規許可は行わない。